

平成23年度  
岐阜県介護福祉士等修学資金のしおり

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

# 目 次

1	制度のあらまし	2
2	貸付の決定について	4
3	貸付決定の取消しについて	5
4	返還の免除について	5
5	返還・猶予について	7
6	届出義務について	8
7	申請・届出に必要な書類一覧	9
8	様式集	

# 1 制度のあらまし

この制度は、将来、介護福祉士または社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）として県内の介護保険施設等で高齢者の介護等に従事する人材の養成確保を目的とするものです。

岐阜県社会福祉協議会では、介護福祉士等の養成校に在学し介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けます。

養成校を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この修学資金の返還を免除します。

1 募集期間 平成23年4月1日（金）～5月31日（火）

## 2 修学資金制度の概要

対 象 者	<p>○ 次の要件を満たす者のうち、卒業後、岐阜県内の介護保険施設等において介護福祉士等として業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>① 岐阜県内の介護福祉士等養成校（以下「養成校」という。）に在学する者</p> <p>② 岐阜県の出身者（岐阜県内に住所を有する者の子弟）で県外の養成校に在学する者</p> <p>※ 新規入学者を優先します。</p> <p>※ 新規入学者以外の者については、主たる生計支持者の失職、病気、事故、廃業、死別又は離別、災害等により家計が急変した者に限るものとします。</p> <p>※ 既に他の同種の修学資金の貸付けを受けている方は、原則として重複して貸付けを受けることができません。</p> <p>&lt;介護福祉士等養成校について&gt;</p> <p>1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等</p> <p>2 法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等</p> <p>3 法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校</p> <p>4 法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、厚生労働大臣の指定した養成施設</p>
貸付限度額	<p>月 額 : 50,000円</p> <p>入学準備金（初年度入学時） : 200,000円</p> <p>就職準備金（卒業年度卒業時） : 200,000円</p>
利 子	無 利 子
貸付期間	養成校に在学する期間
返還免除条件	<p>次の要件のいずれかを満たした場合は、返還債務の全額を免除します。</p> <p>① 養成校を卒業後に、岐阜県内の介護保険施設等において、介護福祉士等として高齢者の介護等の業務に従事し、5年間（過疎地又は中高年離職者は3年間）引き続き当該業務に従事したとき。</p> <p>② 介護福祉士等として①の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。</p>

### 3 申込方法

募集期間内に「介護福祉士等修学資金貸付申請書（第1号様式）」に次の書類を添えて、養成校をとおして岐阜県社会福祉協議会まで申し込みをしてください。

（申請書、添付書類の所定様式は、岐阜県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。）

**岐阜県社会福祉協議会のホームページ <http://winc.or.jp>**

#### ＜介護福祉士等修学資金貸付申請書 添付書類＞

- ①在学する養成校の長の推薦書（第2号様式）
- ②誓約書（第4号様式）
- ③履歴書
- ④在学証明書
- ⑤住民票
- ⑥健康診断書（1か月以内に保健所又は病院等において検査を受けたもの・・・養成校・職場において健康診断が実施された場合は、その写しでも可。ただし、3ヶ月以内に実施されたものに限る）
- ⑦成績証明書（卒業した高等学校又は短期大学等の成績証明書その他これに準ずる証明書）

※ 申請にあたっては、1名の保証人が必要です。  
（申請者が未成年の場合には、申請者の法定代理人でなければなりません。）

### 4 提出期限

提出書類を一括とりまとめ、**平成23年5月31日（火）（消印有効）**までに提出してください。

### 5 提出及び問い合わせ先

◎ 岐阜県社会福祉協議会 総務企画部

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館内

TEL 058-273-1111（内線2538） FAX 058-275-4858

※直接持参の場合は、募集期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けします。  
（土日、祝日を除く）

### 6 選考

書類審査により選考

### 7 貸付決定

- (1) 平成23年6月下旬（予定）に書面で申請者あてに結果を通知します。
- (2) 平成23年7月に貸付決定を受けた方に対し修学資金を交付します。

※ 修学資金は、年2回に分けて交付します。  
（入学準備金は入学初年度の初回に一括交付し、就職準備金は卒業年度の最終回に交付します。）

## 8 その他

- ・必要に応じ、その他の書類の提出を求められることがあるので、ご注意ください。
- ・詳細については、岐阜県社会福祉協議会までお問い合わせください。

## 2 貸付の決定について

### 1 修学資金貸付決定までの流れ

申請者から養成校を通して「介護福祉士等修学資金貸付申請書（第1号様式）」、「誓約書（第4号様式）」の提出があった後、岐阜県社会福祉協議会において書類審査を行います。

書類審査の結果を受けて、岐阜県社会福祉協議会が貸付けを決定すべきと判断した方には、「介護福祉士等修学資金貸付決定通知書（第3号様式）」により通知します。

貸付決定通知書を受け取った日から20日以内に、「介護福祉士等修学資金借用証書（第5号様式）」及び「振込口座申請書（第6号様式）」を提出してください。

時 期	申 請 者	岐阜県社会福祉協議会
4月 1日～ 5月 31日	「介護福祉士等修学資金貸付 申請書」を提出（養成校経由）	
6月下旬		書類審査  貸付の決定 「介護福祉士等修学資金貸付決定 通知書」を送付
7月	「介護福祉士等修学資金 借用証書」及び「振込 口座申請書」を提出	修学資金の貸付（初回）

### 2 修学資金の貸付

- 「修学資金貸付決定通知書（第3号様式）」には以下の内容が記載されます。
  - ①貸付金額、②貸付対象期間、③貸付金の交付時期
- また、決定した修学資金は4～9月分を4月に、10～3月分を10月に分割して交付します。
- ただし、貸付け1年目については、貸付決定が6月となるため、7月に交付する予定です。貸付期間は、4月1日からの貸付けとして取扱います。
- 入学準備金（入学年度）は7月に一括交付します。  
就職準備金（卒業年度）は10月に一括交付します。

### 3 貸付決定の取消しについて

---

修学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸付決定が取り消されることになります。

- 養成校を退学したとき
- 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき
- 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき
- 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

なお、修学生が休学又は停学処分を受けた場合には、休学又は停学処分を受けた日の翌月から復学した月まで修学資金の貸付けを行わないものとします。

この場合において、貸付けを行わない期間の分として既に貸付けされた修学資金がある場合には、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する翌月以降の分として貸付けられたものとみなします。

### 4 返還の免除について

---

#### 1 返還の免除

- 以下の事項のいずれかを満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。
  - ① 借受人が、養成校を卒業した日から1年(国家試験に不合格となった場合等は3年)以内に、県の区域内において介護福祉士等として業務に従事し、他の養成校への進学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)引き続き当該業務に従事したとき。

※ 業務とは、岐阜県社会福祉協議会が定める「岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規程」の第3条に掲げる業務を言います。

#### 社会福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び情緒障害児短期治療施設等の児童指導員等、相談、助言及び援助を行う専任の職員の業務
- 医療法に規定する病院及び診療所の相談援助業務を行っている専任の職員の業務
- 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設及び老人デイサービスセンター等の生活相談員の業務
- 介護保険法に規定する介護老人保健施設の支援相談員の業務
- 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム等の生活支援員等、相談、助言及び援助を行う専任の職員の業務等

#### 介護福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等で、入所者の保護に直接従事する職員の業務
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の介護職員の業務
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム等の介護職員の業務
- 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援の事業で、その主たる業務が介護等であるものの業務
- 介護保険法に規定する指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護等の介護従業者の業務
- 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設の支援相談員の業務
- 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム等の生活支援員等、相談、助言及び援助を行う専任の職員の業務等

② 借受人が、介護福祉士等として①の業務に従事している期間中に、当該業務に起因する死亡又は疾病、その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなくなったと認められたとき。

- 借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるとき、修学資金を返還することが困難であると認められるとき又は県の区域内において修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等として岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規程第3条に規定する業務に従事したときには、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除する場合があります。

## 2 免除の申請

修学資金の返還債務の免除を受けようとする場合には、「修学資金返還免除申請書（第9号様式）」を提出してください。

## 5 返還・猶予について

---

### 1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、原則、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間内に、一括又は分割して修学資金を返還しなければなりません。

- 修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき
- 養成校を卒業した日から1年（国家試験に不合格となった場合等は3年）以内に、県の区域内において介護福祉士等として業務に従事しなかったとき
- 県の区域内において介護福祉士等として業務に従事する意思がなくなったとき。
- 介護福祉士等の業務に就いた後、業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 2 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「修学資金返還明細書（第7号様式）」を提出しなければなりません。

### 3 返還の猶予

- ① 修学資金を返還すべき者が、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行が猶予されます。
  - 修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該養成校に在学しているとき
  - 当該養成校を卒業後、更に他の養成校において修学しているとき
- ② 修学資金を返還すべき者が、次のいずれかに該当するときは、8年間を限度として、修学資金の返還の債務の履行が猶予されます。
  - 借受人が、県の区域内において介護福祉士等として業務に従事しているとき
  - 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると会長が認めるとき

### 4 返還の猶予の手続き

返還債務の猶予を受けようとする者は、「修学資金返還猶予申請書（第11号様式）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

## 6 届出義務について

---

### 1 修学生（養成校に在学中）の届出について

以下のいずれかに該当するときは、速やかに所定の様式の届出書を提出してください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 退学、留年、休学、復学、転学したとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 退学又は停学の処分を受けたとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、その保証人として適当でなくなったとき。
- 修学に関し、他の資金の貸付け又は支給を受けたとき

### 2 借受人（業務従事期間中）の届出について

以下のいずれかに該当するときは、速やかに所定の様式の届出書を提出してください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、その保証人として適当でなくなったとき。
- 養成校を卒業したとき、及び介護福祉士等の登録を受けたとき
- 養成校卒業後、介護福祉士等として業務に従事し始めたとき、及び業務に従事しなくなったとき
- 業務に従事する場所を変更したとき

※なお、勤務期間中は、毎年4月30日までに、業務状況報告書を提出しなければなりません。

## 7 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類
修学資金の貸付けを申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学資金貸付申請書</li> <li>○在学する養成校の長の推薦書</li> <li>○誓約書</li> <li>○履歴書</li> <li>○在学証明書</li> <li>○住民票</li> <li>○養成校の成績証明書</li> <li>○健康診断書</li> </ul>
貸付決定通知書を受け取ったとき (20日以内に提出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学資金借用証書</li> <li>○振込口座申請書</li> </ul>
返還免除を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学資金返還免除申請書</li> <li>○業務従事証明書</li> </ul>
修学資金の返還をしなければならないとき	○修学資金返還明細書
修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするとき	○修学資金返還方法変更承認申請書
返還猶予を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○返還猶予申請書</li> <li>○猶予申請事由を証する書面(業務従事証明書等)</li> </ul> <p>(※返還猶予期間中は、毎年、業務状況報告書を提出してください。)</p>
その他、届出事由に該当するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種届出書</li> <li>○その事実を書する書面</li> </ul>

## 8 様式集

名 称	様式番号
修学資金貸付申請書	(規程) 第1号様式
推薦書	(規程) 第2号様式
修学資金貸付決定通知書	(規程) 第3号様式
誓約書	(規程) 第4号様式
修学資金借用証書	(規程) 第5号様式
振込口座申請書	(規程) 第6号様式
修学資金返還明細書	(規程) 第7号様式
修学資金返還方法変更承認申請書	(規程) 第8号様式
修学資金返還免除申請書	(規程) 第9号様式
修学資金返還免除決定通知書	(規程) 第10号様式
修学資金返還猶予申請書	(規程) 第11号様式
修学資金返還猶予決定通知書	(規程) 第12号様式
氏名・住所変更届	(方針) 第1号様式
退学(留年・休学・復学・転学)・退学(停学)処分届	(方針) 第2号様式
連帯保証人変更届	(方針) 第3号様式
業務従事届	(方針) 第4号様式
退職届	(方針) 第5号様式
従事先変更届	(方針) 第6号様式
借受人死亡届	(方針) 第7号様式
修学資金辞退届	(方針) 第8号様式
従事証明書	(方針) 第9号様式
卒業届	(方針) 第10号様式
介護福祉士等登録届	(方針) 第11号様式
業務等状況報告書	(方針) 第12号様式